

第 4 号議案

まちだサポーターズ細則の改正について

総務班で金銭の管理ができるように決まりを作りました。下線部が追記した事項です。

1) まちだサポーターズ会議運営細則

第 4 条

- (1)
- (2) 総務班預り金の収支報告及び会計監査報告
- (3)

附則

- 1 この規則は、2021年11月21日から施行します。
- 2 2025年6月〇〇日改定（第4条）

2) まちサポ総務班活動細則

(活動)

第 3 条 総務班は事務局と協働し、この会を充実させるため次の活動を行います。

- (1) ボランティア活動における質的向上のための活動
- (2) 価値発信と仲間獲得のための活動
- (3) 自主的な社会貢献活動
- (4) 運営上必要な基盤を整備する活動

上記に掲げる活動を円滑に行うために会員による自主事業を開催できます。

- (1) 事業は会員発案のものであること
- (2) その事業にかかる費用を参加費として徴収することができる

(会計)

第 4 条 第 3 条で発生した会員に返還できない余剰金等預り金を適正に処理するため総務班に会計を設置し、以下の処理を行います

- (1) 会員より参加費を徴収し開催したイベントの過不足金処理
- (2) その他連絡会議において入金が適正と判断された金銭を預かることができる
- (3) 出納簿を作成し総会において収支報告を行うこと

(会計監査)

第 5 条 第 4 条における会計処理について会計監査を選任し監査を受けることとする

- (1) 会計監査人は、当該年度の総会において事務局から 1 名、会員から 1 名を任命する。
- (2) 事業年度終了後、速やかに監査を実施し総会において会計監査報告を行う。

附則

- 1 この規則は、2021年11月21日から施行します。
- 2 2025年6月〇〇日改定（第4・5条新設）